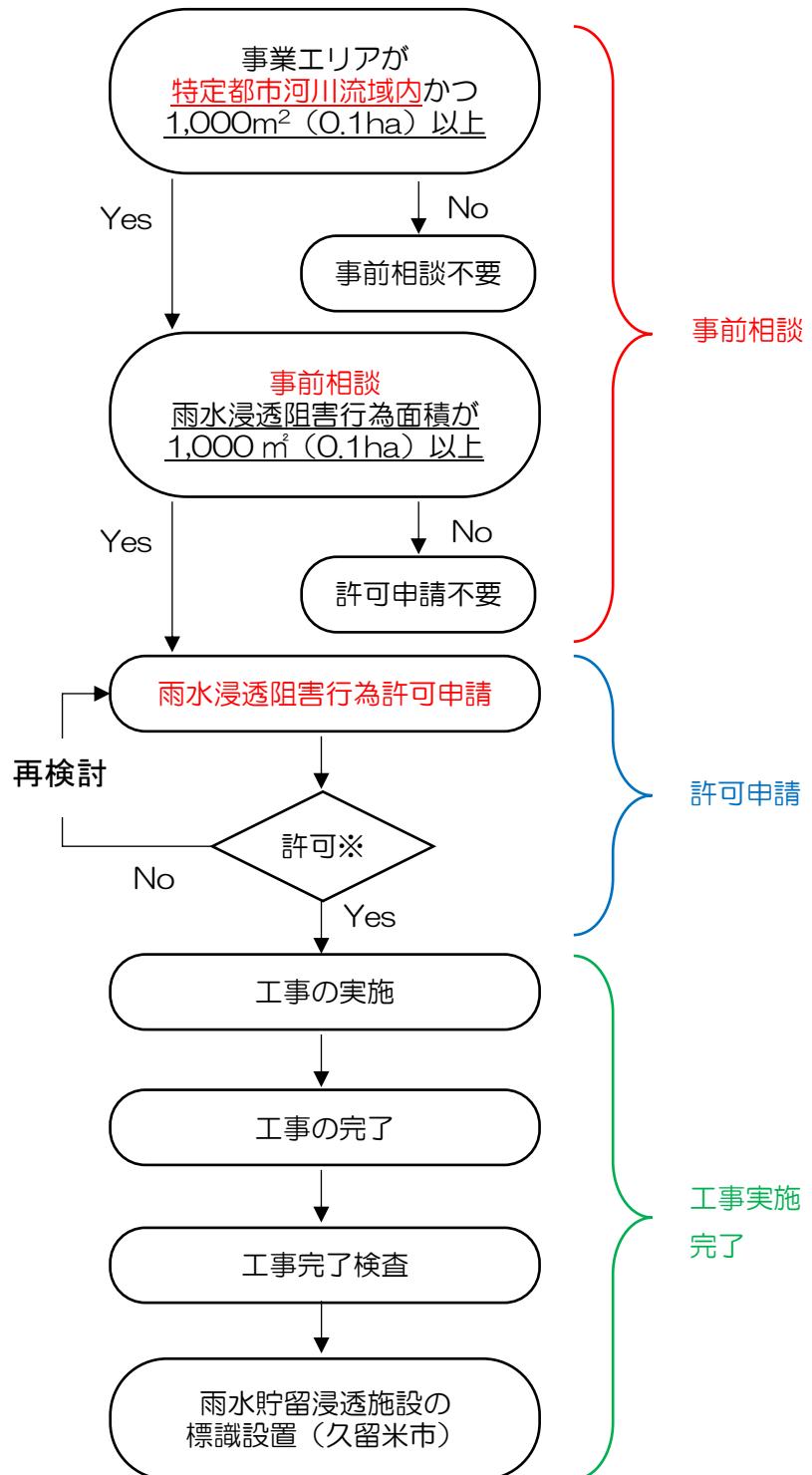


## 手続きフロー図

雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、事前相談、審査の手順を踏むことになります。



※許可是、都市計画法、盛土規制法、農地法、森林法、土砂災害防止法等と同時許可となるため、並行して各法の協議を行いうことが望ましい。